

議 案 第 1 6 号

平成23年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計
補正予算（第2号）

平成23年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年
度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成24年2月21日提出

富士見市長 星 野 信 吾

提 案 理 由

平成23年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計予算を補正
する必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出し
ます。

第 1 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 |
|-------|-------|---------------|
| 2 事業費 | 1 事業費 | 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 |

(単位 千円)

| 金 額 |
|--------|
| 92,457 |